

れ読み替えるものとする。

第六十六条の四第六項 項	第六十六条の四第十六 項	第一項 同項の	第六十七条の十八第一項 第六十七條の十八第一項の	第六十七条の十八第一項 法人税の額から控除する金額
第六十六条の四第十七 項	租税特別措置法第六十六条の四第十 項（ 七項（ 租税特別措置法第六十七条の十八第 十項（国外所得金額の計算の特例） において準用する同法第六十六条の 四第十七項（ 及び同法第六十七条の十八第十項に おいて準用する同法	租税特別措置法第六十七条の十八第 十項（国外所得金額の計算の特例） において準用する同法第六十六条の 四第十七項（ 及び同法第六十七条の十八第十項に おいて準用する同法	第六十七条の十八第一項の	第六十七条の十八第一項 法人税の額から控除する金額
又は租税特別措置法 八第十項において準用する同法	又は租税特別措置法第六十七条の十 八第十項において準用する同法	又は租税特別措置法第六十七条の十 八第十項において準用する同法	又は租税特別措置法第六十七条の十 八第十項において準用する同法	又は租税特別措置法第六十七条の十 八第十項において準用する同法

			租税特別措置法（昭和三十二年法律 第二十六号）	租税特別措置法（昭和三十二年法律 第二十六号）第六十七条の十八第十 項において準用する同法
項	第六十六条の四第二十 項	第六十六条の四第十七 項第一号及び第十八項	並びに租税特別措置法 並びに租税特別措置法第六十七条の 十八第十項において準用する同法	並びに租税特別措置法第六十七条の 十八第十項において準用する同法
	租税特別措置法	当該法人に係る国外関連者との取引 を第一項に規定する独立企業間価格 と異なる対価の額で行つた 額とした	、租税特別措置法 第十項において準用する同法	、租税特別措置法第六十七条の十八 第六十七条の十八第一項に規定する 内部取引の対価の額とした額を同項 に規定する独立企業間価格と異なる 額とした

第六十六条の四第二十 一項	法人と当該法人に係る国外関連者	において準用する同法		
第六十六条の四の二第 四項	の居住者又は法人とされる 国外関連取引に係る第一項に規定する	内国法人と当該内国法人の第六十七 条の十八第一項に規定する国外事業 所等		
第六十六条の四の二第一項（ 第六十六条の四の二第一項の	第六十七条の十八第十項（国外所得 内部取引に係る同項に規定する	第六十七条の十八第十項に規定する		
第六十六条の四の二第一項の 項の	金額の計算の特例）において準用す る同法第六十六条の四の二第一項（ 第六十七条の十八第十項において準 用する同法第六十六条の四の二第一 項の	第六十七条の十八第十項において準用す る同法第六十六条の四の二第一項（ 第六十七条の十八第十項において準 用する同法第六十六条の四の二第一 項の		

			第六十六条の四の一第一項（ 第六十七条の十八第十項（国外所得 金額の計算の特例）において準用す る同法第六十六条の四の二第一項（ 第六十七条の十八第十項において準 用する同法第六十六条の四の二第一 項の	第六十六条の四の一第一項（ 第六十七条の十八第十項（国外所得 金額の計算の特例）において準用す る同法第六十六条の四の二第一項（ 第六十七条の十八第十項において準 用する同法第六十六条の四の二第一 項の
			第六十六条の四の二第一項の 猶予の要件等）、 猶予）又は 若しくは租税特別措置法	第六十六条の四の二第一項の 猶予の要件等）の規定、 猶予）の規定又は 若しくは租税特別措置法第六十七条 の十八第十項において準用する同法 含む。）又は租税特別措置法第六十 七条の十八第十項において準用する
			同法	同法

11 第三項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の三第一項から第三項までの規定中「第一百四十二条」を「第一百四十二条第二項」に改める。

第六十八条の三第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第七項及び第八項」を「前二項」に改め、「及び前三項」を削り、同項を同条第九項とする。

第六十八条の三第一項中「（第一号）を「（以下この項）に改め、同項第二号ハを同号ニ」とし、同号口の次に次のように加える。

ハ 当該事業年度終了の時において有する投資信託法第二条第一項に規定する特定資産のうち有価証券、不動産その他の政令で定める資産の帳簿価額として政令で定める金額がその時において有する資産の総額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額を超えていること。

第六十八条の三第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第七項及び第八項」を「前二項」に改め、「及び前三項」を削り、同項を同条第九項とする。

第六十八条の三の四第一項中「第五十五条」を「第五十五条から第五十五条の三まで、」に改め、同

条第二項中「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第九項」に改め、「第四十二条の九第二項」の下に「第四十二条の十第三項」を加え、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 3 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなる場合（当該外国法人を被合併法人とする適格合併その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）には、当該外国法人の法人税法第一百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、その有しないこととなる日に当該外国法人が解散したものとみなして、第五十五条の二、第五十五条の三及び第五十七条の八の規定その他政令で定める規定を適用する。
- 4 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合（その有することとなつた日を含む事業年度前のいづれかの事業年度において恒久的施設を有していく場合に限る。）には、当該外国法人の法人税法第一百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、その有することとなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、第四十二条の四第三項及び第七項、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第九項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十第三項、

第四十二条の十一第三項並びに第四十二条の十一の四の規定その他政令で定める規定を適用する。

第六十八条の四中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の八第五項中「法令の規定」の下に「及び地方法人税法その他地方法人税に関する法令の規定」を加える。

第六十八条の九第一項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同条第九項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 増加試験研究費の額（当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額から比較試験研究費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。以下この号において同じ。）を控除した残額をいう。以下この号において同じ。）が比

較試験研究費の合計額の百分の五に相当する金額を超える場合、かつ、当該試験研究費の額の合計額が基準試験研究費の額を超える場合、当該増加試験研究費の額に百分の三十（増加試験研究費割合（当該増加試験研究費の額の当該比較試験研究費の合計額に対する割合をいう。以下この号において同じ。）が百分の三十未満である場合には、当該増加試験研究費割合）を乗じて計算した金額

第六十八条の九第十一項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「第六十八条の十四第五項」を加え、同条第十七項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とする」に改め、同条第十八項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「金額」とするほか、同法」を「金額の合計額」と、地方法人税法第十五条

第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九第十一項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第六十八条の九の二第四項を同条第五項（とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により読み替えた前条第三項又は第七項の規定の適用を受ける場合の同条第十五項の規定の適用については、同項中「第七項の」とあるのは「第七項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」と、「又は第六項」とあるのは「又は第六項（これらの規定を同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同条第六項」とあるのは「同条第六項（これらの規定を第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第六十八条の十第一項第一号ハを削り、同号ニ中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号ニを同

号ハとし、同条第二項中「次条第二項、第三項及び第五項」を「次条第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に、「供したエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「供した当該エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同条第五項中「次条第五項」を「次条第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「第六十八条の十四第五項」を加え、同条第六項中「及びハ」を削り、同条第十四項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とする」に改め、同条第十五条項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「金額」とするほか、同法」を「金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金

額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「(同法)とあるのは「(法人税法)とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改め、同条第十六項中「及び第十四項」を削る。

第六十八条の十一第一項中「平成二十六年三月三十日」を「平成二十九年三月三十日」に改め、「(次項)の下に「及び第七項」を加え、「同条第一項」を「同項」に、「。次項」を「。第七項」に改め、同条第十三項中「第六項から第十項まで」を「第十三項から第十九項まで」に、「第五項」を「第十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十二項中「第五項の」を「第十二項の」に改め、「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に、「金額」とするほか、同法を「金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十一第十二項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「(同法)とあるの

は「（法人税法）とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十一項中「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に改め、「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「第六十八条の十一第二項若しくは第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第六十八条の十一第二項及び第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第七項から第九項まで」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十一第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とする」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十項中「第三項の規定は」を「第九項の規定は」に、「第四項」を「第十一項」に、「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の六第七項」に、「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第九项」に、「第三項」を「第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

第十項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額に係る部分についての同項の規定は、前項の規定にかかわらず、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、第九項の規定による控除の対象となる第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額につき同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

第六十八条の十一第九項中「第二項」を「第七項及び第八項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第八項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十八条の十一第七項中「から第三項まで」を「から第四項まで及び第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第一項」の下に「から第二項まで」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「第六十八条の十四第五項」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「前項」を「第九項」に改め、「」における」の下に「第七項又は第八項に規定する」を加え、「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の六第七項又は第八項」に、「第二項」を「第七項又は第八項」に、「同条第二項」を「同条第七項又は第八項」に、「同条第三項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「につき」の下に「第七項又は」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

- 10 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、特例対象連結事業年度等の特定期間内に、特定生産性向上設備等（特定機械装置等のうち生産性向上設備等であつて第六十八条の十五の六第三項に規定する政令で定める規模のものをいう。以下この項において同じ。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又は

その中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第三項及び第五項の規定の適用を受けないときは、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の特例適用連結事業年度（法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む連結事業年度を除く。）における前項の規定の適用については、その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等（特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の取得価額の合計額の百分の七（特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、百分の十）に相当する金額を、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の同項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算する。

第六十八条の十一第二項中「この項に」を「この条に」に、「前項」を「第一項及び第二項」に、「次項及び第五項」を「から第九項まで及び第十二項」に改め、「第六十八条の十三」の下に「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五」を「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に、「第四項まで」を「第九項まで及び第十一項」に改め、「及び第四項」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等（第二項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項、第二項及び前項の規定の適用を受けないときは、特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人の税額控除限度額（次の各号に掲げる連結法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該特定供用年度における税額控除限度額が当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該特定供用年度の法人税額基準額（当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられ

る金額の百分の二十に相当する金額（当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき同項の規定により当該特定供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

一 中小連結親法人又はその中小連結子法人のうち次号に掲げる連結法人以外の連結法人 その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額

二 特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人 その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額

第六十八条の十一第一項の次に次の五項を加える。

2 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの期間（以下第十項までにおいて「特定期間」という。）内に、特定機械装置等のうち第六十八条の十五の六第一項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもの（以下この項に

において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度のうち平成二十六年四月一日以後に終了する連結事業年度（第八項において「特定供用年度」という。）の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、特定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した連結事業年度（同日前に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了した事業年度。以下この条において「特例対象連結事業年度等」という。）の特定期間内に、特定機械装置等のうち第六十八条の十五の六第一項に規定する生産性向上設備等に該当するもの

(次項及び第十項において「生産性向上設備等」という。)であつて同条第三項に規定する政令で定める規模のもの(以下この項において「特定生産性向上設備等」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合には、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の同日を含む連結事業年度(以下この条において「特例適用連結事業年度」という。)の当該特定生産性向上設備等(特例対象連結事業年度等において第六十八条の十五の六第三項に規定する他の特別償却等に関する規定(第十項において「他の特別償却等に関する規定」という。)の適用を受けたものを除く。)の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定生産性向上設備等の当該特例適用連結事業年度開始の時における帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。)との合計額とする。

4 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配

（産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで（適格合併にあつては、同法の施行の日の翌日から平成二十六年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により特定機械装置等のうち生産性向上設備等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当するものに限る。以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあっては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の特定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限り、所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）又は製作したものに限る。）

であつて第六十八条の十五の六第四項に規定する政令で定める規模のもののうち当該特定期間内に国内にある当該被合併法人等の営む指定事業の用に供されたもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の特例適用連結事業年度終了の日までの間に国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合には、当該特例適用連結事業年度の当該特定生産性向上設備等（当該